

2020年3月10日

**メロン世界新興国ソブリン・ファンド**  
**2020年3月9日における基準価額変動について**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2020年3月9日、メロン世界新興国ソブリン・ファンドの基準価額が前営業日比5%以上下落いたしましたので、ご報告申し上げます。

2020年3月9日のメロン世界新興国ソブリン・ファンドの基準価額は3,874円となり、前営業日比-214円、-5.23%となりました。今回の基準価額の変動の主な理由は、以下の通りです。

3月9日の基準価額は、前日(3月6日)の海外市場が新型コロナウイルスの感染拡大を受けて軟調に推移したことに加え、東京市場において急激な円高が進行したことから5%を超える下落率となりました。

この円高は、サウジアラビアを中心とする石油輸出国機構(OPEC)とロシアなど非OPEC産油国との減産交渉が予想外に決裂し、原油価格が急落したことに伴うものです。ロシア・ルーブルやメキシコ・ペソなど産油国通貨は前日比で約9%の大幅下落となりました。

引き続き新型コロナウイルスによる影響や原油価格動向を注視して参る所存です。

主要指数等の動き

	2020/03/05	2020/03/06	変化率
JPモルガンGBI-EM Diversified指数(円ベース)	262.41	258.79	-1.4%

出所：Bloomberg

基準価額算出時使用レート (TTM)

	2020/03/06	2020/03/09	変化率
ポーランド・ズロチ(対円)	27.66	26.86	-2.9%
ブラジル・リアル(対円)	23.01	22.05	-4.2%
マレーシア・リングギ(対円)	25.45	24.29	-4.6%
ロシア・ルーブル(対円)	1.57	1.43	-8.9%
チェコ・コルナ(対円)	4.70	4.56	-3.0%
南アフリカ・ランド(対円)	6.81	6.36	-6.6%
メキシコ・ペソ(対円)	5.36	4.87	-9.1%
ハンガリー・フォリント(対円)	0.35	0.34	-2.7%
トルコ・リラ(対円)	17.40	16.71	-4.0%
ペルー・新ソル(対円)	30.69	29.39	-4.2%

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

## ＜ファンドのリスク＞

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」、などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

## ＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

### ■ 直接ご負担いただく費用

#### ○購入時手数料

購入価額 × **上限 3.85% (税抜 3.5%)** (手数料率は販売会社が定めます。)

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

### ■ 間接的にご負担いただく費用

#### ○信託報酬

信託財産の日々の純資産総額 × **年率 1.815% (税抜 1.65%)**

運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。

#### ○マザーファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬

委託会社の受取る報酬には、マザーファンドにおいて運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬 = 信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の日々の時価総額 × 当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じた以下の率(ただし、年間最低報酬額は別に定めます。)

マザーファンドの純資産総額	年率	《役務の内容》
50億円以下の部分	0.3750%	マザーファンドの運用指図
50億円超100億円以下の部分	0.35625%	
100億円超の部分	0.3375%	

#### ○その他の費用・手数料

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

### ● 設定・運用は

## BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

/ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、2020年4月1日をもって商号を「BNY Mellon・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更する予定です。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。